

第4 避難管理

1 劇場等の客席

(1) 条例第36条の2に規定する「消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めた」とは、次のとおりとする。

ア 位置に関しては、当該劇場等の周囲に十分に広い空地がある場合等である。

イ 収容人員に関しては、条例第39条の規定による定員が少ないこと。また、当該劇場等の入場者の密集度を考慮すること。

ウ 使用形態に関しては、集会場及び公会堂等において、映画、演劇等の開催の他に、いすの移動を要するような用途にも使用する場合等である。

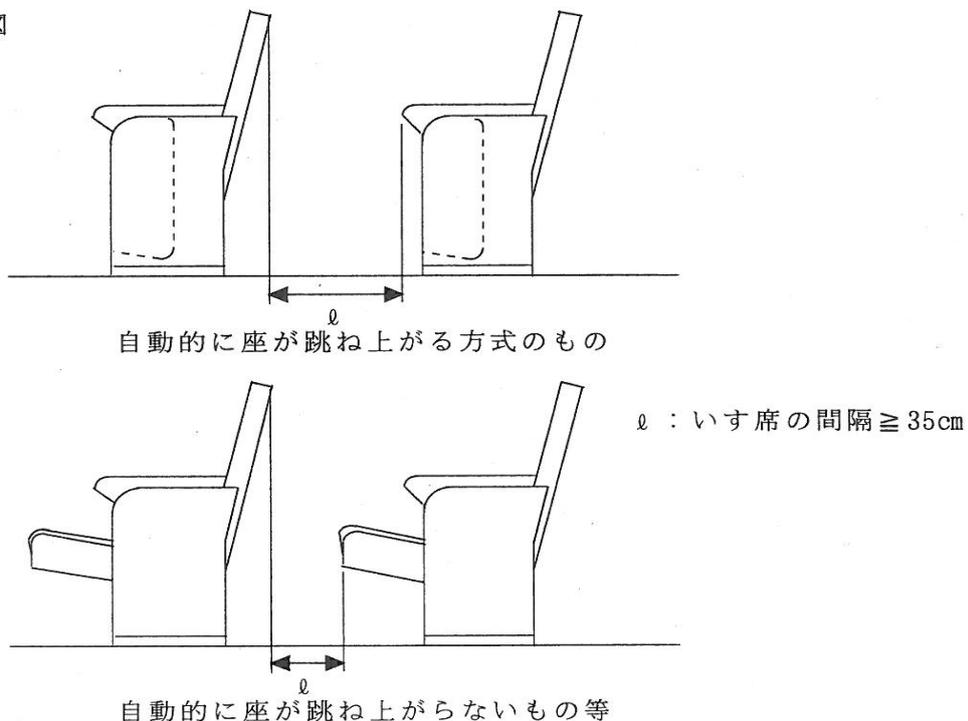
エ 避難口その他の避難施設の配置等に関しては、避難口、廊下、階段、避難通路等が法令の規定以上に十分に整備されている場合等である。また、警備員の配置等も含まれるものであること。

(2) 条例第35条第2号に規定する「いす席の間隔」の測定方法は、次のとおりとする。
(第4-1図参照)

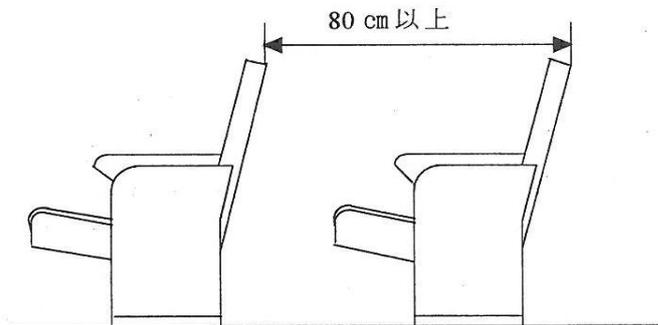
ア 自動的に座が跳ね上がる方式のものにあつては、座を跳ね上げた状態で水平距離を測定する。

イ 座の跳ね上がらないもの又は手動によって座が上がるものについては、跳ね上がらない状態で水平距離を測定する。

第4-1図



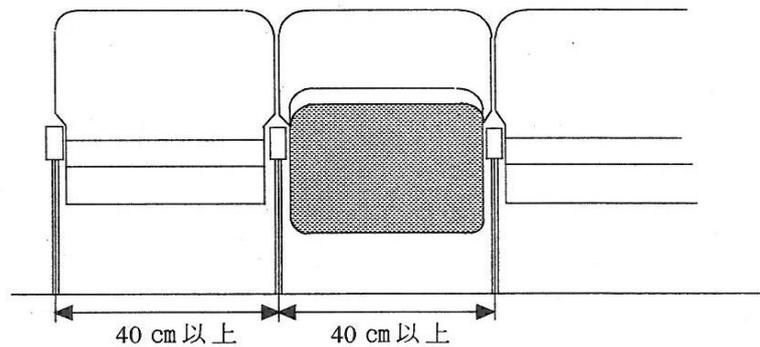
(3) 第2号に規定する「いす背の間隔」(第4-2図参照)



第 4-2 図

(4) 第2号に規定する「座席の幅」とは、入場者一人当たりの占有幅を示すものであって、一のいすの幅をいうものではないこと。(第4-3図参照)

例えば座席の幅が2mである場合には、一のいすに5人を超えて入場者を着席させることはできない。



第 4-3 図

(5) 第5号に規定する「横に並んだいす席」、「縦に並んだいす席」等の表現における横又は縦とは、舞台等に面して横又は縦をいう。

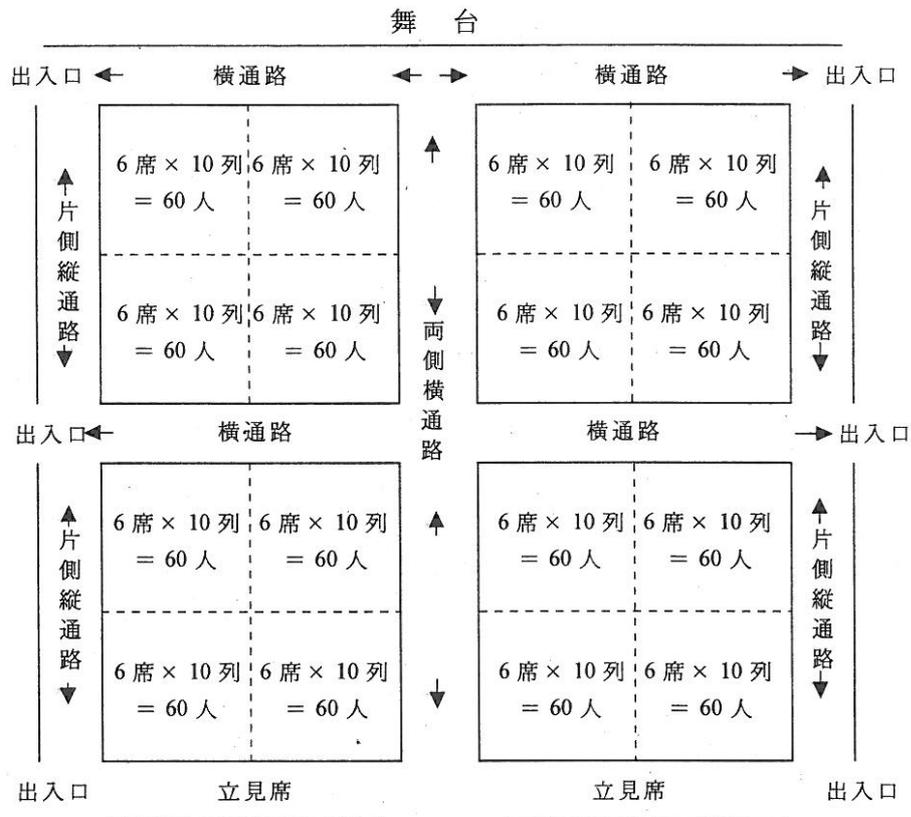
また、「いす席の基準席数」とは、いす席の間隔に応じ、次の表のように最大20席までとする。(第4-1表参照)

第 4-1 表 いす席の間隔と基準席数の関係

いす席の間隔 (cm) A	基準席数 (小数点以下切捨て)
35 以上 47 未満	$8 + (A - 35)$
47 以上	20

なお、「算定幅員」は、次によること。(第4-4図、第4-5図参照)

ア 12席×20列の座席配列の場合



両側縦通路の計算

$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm/人} = 72 \text{ cm} < 80 \text{ cm}$
したがって、両側縦通路の幅員を 80 cm とする。

片側縦通路の計算

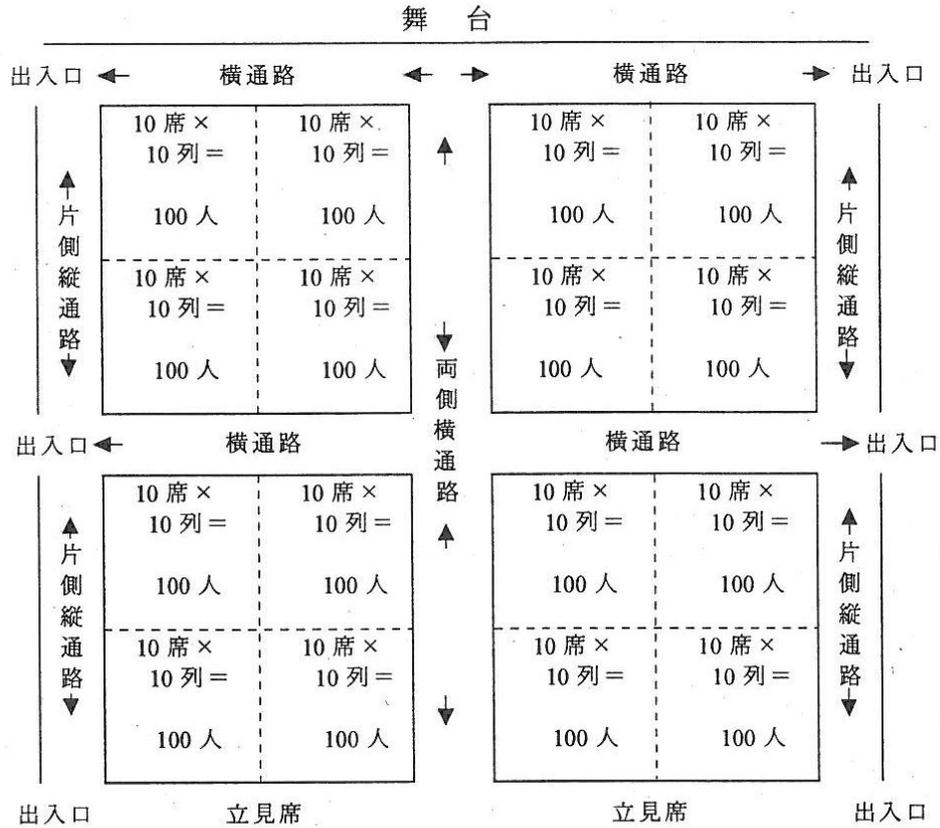
$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 0.6 \text{ cm/人} = 36 \text{ cm} < 60 \text{ cm}$
したがって、片側縦通路の幅員を 60 cm とする。

横通路の計算

$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm/人} = 72 \text{ cm} < 100 \text{ cm}$
したがって、横通路の幅員を 100 cm とする。

第 4-4 図 劇場の座席配列の設計例

イ 20席×20列の座席配列の場合



両側縦通路の計算

$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 120 \text{ cm} \geq 80 \text{ cm}$
したがって、両側縦通路の幅員を 120 cm とする。

片側縦通路の計算

$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 60 \text{ cm} \geq 60 \text{ cm}$
したがって、片側縦通路の幅員を 60 cm とする。

横通路の計算

$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 120 \text{ cm} \geq 100 \text{ cm}$
したがって、横通路の幅員を 120 cm とする。

第 4-5 図 劇場の座席配列の設置例

2 キャバレー等の避難管理

- (1) 条例第 37 条に規定する「7 個」とは、いす席、テーブル席及びボックス席のいずれかの場合においても、7 個の座席の意味であること。
- (2) 条例第 37 条に規定する「有効幅員」とは、避難に際し有効に使用することができる部分の幅をいい、床面における幅が 1.6m (飲食店にあつては 1.2m) 以上であっても、その上方に障害物が突出しているような場合には、当該突出部分の幅は、有効幅員には

含まれないこと。

3 ディスコ等の避難管理

条例第 37 条の 2 に規定する「その他これらに類するもの」とは、ディスコ又はライブハウスと類似していると認められるもので、特殊照明、音響効果等により火災発生時に避難上支障があると認められる店舗等をいう。

4 百貨店等の避難通路等

条例第 38 条第 1 項に規定する「売場又は展示場」とは、販売のための商品を陳列してある部分並びに製品見本その他物品を観覧の用に供するため陳列している場所をいう。

なお、事務室、荷さばき室、商品倉庫並びに従業員休憩所及び従業員食堂等来客の集合しない部分は、該当しない。

また、「屋外への避難口又は階段に直通する」とは、避難階に設ける主要避難通路にあっては屋外への避難口に、避難階以外の階にあっては下階（地階の場合は上階）に通ずる階段に直通することをいう。

5 劇場等の定員

(1) 条例第 39 条第 1 号ウに規定する「その他の部分」とは、移動式のいす席を設ける部分、ます席を設ける部分、大入場（おおいりば）を設ける部分その他固定式のいす席を設ける部分及び立見席を設ける部分以外の客席の部分を用いる。

(2) 条例第 39 条第 4 号に規定する「その他公衆の見やすい場所」とは、例えば入場券発売窓口、外壁等をいう。

6 避難施設の管理

(1) 条例第 40 条第 1 号に規定する「つまづき、すべり等を生じないように」とは、避難のために使用される廊下、階段、通路の床面について避難に支障となる凹凸などがなく、かつ、階段、通路をすべりにくくすることをいう。例えば、ノンスリップタイルなどのすべり止めを設ける。

(2) 条例第 40 条第 2 号に規定する「廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造」とは、戸が 180° に開放でき、壁と平行となる構造をいう。

また、「内開き以外の戸」とは、外開き戸の他には、引違い戸、片引き戸、押上げ戸等がある。

(3) 条例第 40 条第 3 号に規定する「非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの」とは、自動火災報知設備等と連動して、発報した場合には自動的に解錠される構造のものをいう。

また、「屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造」とは、避難しようとする際に、かぎ、ID カード、暗証番号等を用いることなく容易に解錠できる構造のものをいう。